

共 同 宣 言

経済社会のグローバル化が進展する中、東京はその国際ビジネス拠点としての魅力を一層向上させ、世界の都市間競争に勝ち抜くことが重要である。そのためには、世界から多くの外資系企業を誘致すると同時に、都内の企業も付加価値やイノベーションの創造、生産性の向上を遂げ、新たな投資の呼び込みや雇用の創出、優秀な人材の確保・育成を図る必要がある。

さらに、2020年に開催されるオリンピック・パラリンピック東京大会では、多くの都民が大会を観戦し、楽しむことはもとより、おもてなしの心で世界中から訪れる人々をボランティアとして歓迎するなど、時間にゆとりある生活を実現し、成熟した都市となることも必要である。

しかしながら、長時間労働を行う者の割合は高く、年次有給休暇の取得率は低い水準にとどまるなど、少子高齢化が進む中で、すべての労働者が仕事と生活の調和を十分に実現できている状況にはない。

また一方、グローバル化に対応する中で、プロフェッショナルな能力を有する労働者がその能力を十分に発揮し、企業において重要性が高まっている創造的な仕事を行うための環境整備も求められている。

世界一の都市・東京の創造のためには、働き方の見直しは重要な課題であると認識し、すべての労働者が意欲と能力を十分発揮し、付加価値の創造や生産性の向上を図ると同時に、将来にわたりゆとりを実感し、様々なライフイベントに対応でき、地域活動への積極的な参加なども容易となる仕事と生活の調和のとれた働き方を実現することが望まれる。

このため、東京都及び東京労働局並びに各団体は、次のような「働き方改革」に向けて、先進的な事例を紹介するなどの活動を通じ、気運の醸成を図っていくことを表明する。

1 ライフイベントに柔軟に対応できる制度の構築による働き方改革

- 労働者が長い職業人生の中で、健康であり、最大限に能力を発揮できることを目的としたリフレッシュやリカレント教育のための休み方
- 次世代育成の観点から、子育て目的や不妊治療などに対する休み方
- 各々の労働者の育児や介護等のライフイベントに柔軟に対応できる適切な労働環境の下でのテレワークの仕組み

2 労働時間の見直しによる働き方改革

- メリハリのある働き方ができるフレックスタイム制度等の積極的な活用のほか、労働者の健康を確保するための下記のような時間管理
 - ・ 週1回程度のノー残業デーを設定すること
 - ・ 一定時刻以降の時間外労働を原則廃止すること
 - ・ 年間の上限となる時間外労働時間数を適切に設定し、労働者個人単位で、毎月の業務内容と予定時間外労働時間を管理すること
 - ・ やむを得ない残業は始業前に効率的に処理し、特に、明るい時間の長い夏季は、店舗の営業時間や従業員の通勤時間、保育所の開所時刻を考慮して、可能な職場では「朝型の働き方」を行うこと

3 休み方の見直しによる働き方改革

- 計画年休の活用などによる年次有給休暇の取得促進
- オリンピック・パラリンピック東京大会を成功させるための「都市ボランティア」等地域貢献活動を容易にする休み方

平成 2 7 年 5 月 1 9 日

東 京 商 工 会 議 所 会 頭

東 京 都 商 工 会 連 合 会 会 長

東 京 都 中 小 企 業 団 体 中 央 会 会 長

東 京 経 営 者 協 会 会 長

日 本 労 働 組 合 総 連 合 会 東 京 都 連 合 会 会 長

東 京 都 知 事

東 京 労 働 局 長